

証拠説明書

告訴人 吉井康雄

当該訴訟 号証	種目		立証趣旨
		作成者	
証拠1	2011年11月11日 経営学部教授会： 経営学部教授会決議方法について(動議)	北村實 田中健吾	証拠2、経営学部教授会規程の変造 事前には不知の議題を、当日欠席教員が事前投票することは不可能な議決方法を1年間試用する、井形執行部らの不正の意図を感じる規程である。
証拠2	経営学部教授会規程	大学	経営学部教授会規程は、他学部も同じ内容の規程である。 2011年11月11日の北村と田中の元執行部の動議で欠席者による投票を1年限りの試行ということで強行採決したが、その採決は不法であることを示す目的で、証拠とする。 井形執行部は、特任人事は再雇用だが新規採用、教授会規程を適用するという、就業規則の規程では特任人事は特任教員任用規程に従うとされており、信義則違反である。
証拠3	2012年11月16日 教授会(反訳書)： 告訴人の特任人事は不受理と報告	吉井康雄	井形、池島、北村らが共同で告訴人の特任人事を「特任教員任用規程(新規程)およびカリキュラム委員会規程を変造することにより、妨害し、不採用を完結させた証拠である。 井形は「誰が不受理としたか」には「学長」と答え、「その理由は」には「書類の不備」と答える。 北村は「書類の不備とは何か」には「学部長が作成する書類が整わなかった」と答え、「どう整わなかったのか」には「教授会議題ではない。止めましょう、はい、次」と答える。 なお、被告訴人大学が告訴人を名誉権市街等で訴えた訴訟では、大阪地裁、大阪高裁は、「書類の不備」はなく、特任申請要件は充たしていたと判示している。
証拠4	2012年4月～9月： 「2012年のデジタル日記の抜粋」	吉井康雄	告訴人のデジタル日記より、北村實らは、カリキュラム委員会で告訴人の特任人事妨害の打ち合わせをしているという証拠である。 この打ち合わせにもとづいて、井形および池島は告訴人の地位確認訴訟では、大阪高裁は、井形および池島の故意による共同不法故意と判示し、確定している。
証拠5	2012年9月28日 教授会(反訳書)： 告訴人に適用する特任規程の変造	吉井康雄	特任教員任用規程(新規程)とは異なる、告訴人に適用する特任規程を変造した証拠である。 その内容には「特任申請にはカリキュラム委員会の承認を必要とする」、「学部長が推薦を決める」、「学部長が申請者の3か年の講義計画を作成する」などがある。 就業規則第5条「本学は、教・職員の採用、退職など、公正に行う」に反した不正行為を仕掛けている。
証拠6	「新旧の特任教員任用規程 および、 北村・井形・池島らが偽装した新規程の比較」表	吉井康雄	新規程と旧規程、これら規程を熟知した北村、井形、池島らによる悪意ある新規程の変造を確認するための証拠である。
証拠7	特任教員任用規程(新規程)	大学	2005年7月1日の合同教授会での井阪理事長、重森学長の趣旨「特任教員のあるべき姿」を反映して、修正された規程である。
証拠8	2014年4月制定： 経済学部カリキュラム委員会規程 2010年7月制定： 人間科学部カリキュラム委員会規程	大学	井形、池島、北村らが経営学部のカリキュラム委員会規程(明文化されていないが、申し送りされている規程で、告訴人もカリキュラム委員を2000年頃経験している)を変造したという証拠を示すための他学部の規程である。 これより、特任教員任用規程(新規程)にはカリキュラム委員会の機能が明治されておらず、かつ、カリキュラム委員会規程にも「特任申請にはカリキュラム委員会の承認が必要」などとは規定されていないことが明白となり、 カリキュラム委員会規程の変造が立証される。

証拠説明書

告訴人 吉井康雄

証拠9	2014年6月28日 池島真策の陳述書	池島真策	変造したカリキュラム委員会規程にそって、証拠4の打ち合わせ内容を遂行していることが認知される証拠である。
証拠10	2012年10月15日 井形が原告に特任申請を 辞退せよと迫る（反訳書）	吉井康雄	井形が、変造した新規規程およびカリキュラム委員会規程のもとで、証拠4の打ち合わせ内容を遂行した証拠である。 「学部長とカリキュラム委員会は一心同体」として、6つの理由を挙げ、特任申請を辞退せよと要請する。もし、辞退しない場合は、3段階で特任申請書類を推薦委員会に提出しないと説明する。
証拠11	2012年11月27日、城推薦委員のメール 井形の特任人事の進め方を問題視する	城達也	城推薦委員兼人間科学部学部長は、新規規程にはカリキュラム委員会の事由は規定されていないと述べ、井形に対し、「客観的で公平な基準」を示す責務があると述べている。
証拠12	2012年10月19日 草薙副学長との私的会話（反訳書）	吉井康雄	学長執行部は井形に新規規程にしたがって手続きをせよと忠告したとする証拠である。 変造した新規規程を遂行していることを立証する次の発言がある。 告訴人の科目全て不開講をカリキュラム、奪うという裏技やわなとし、特任申請に必要な授業計画をできなくするためとみている。 学長と一緒に言うてんのは、まず受け取んのが先やでと。手続きは大事やからな、パワハラで訴えるか。間違いなくパワハラでしょうより、不法行為が立証される。
証拠13	2012年10月19日 山田学長補佐との私的会話（反訳書）	吉井康雄	変造したカリキュラム委員会規程の遂行を問題視する発言がある。 「告訴人を必要ない意思で動いていますから」、「その人のもっている科目をなくすとか無くさんとかね、そんなものはカリキュラム委員会で決めることもできない」 特任教員任用規程を定めた背景についての情報もある。
証拠14	2015年8月7日 草薙信照教授に対する「懲戒処分書」	理事長 佐藤武司	被告訴人大学の最高意思決定機関が機能していないという証拠である。 不当な懲戒処分書を呈示することにより、公企業に準じる被告大学理事会の規範意識の低さと、告訴人による地位確認訴訟の確定した判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」を無視する順法精神の欠如を示す証拠である。
証拠15	2016年3月22日 山田文書：「経営学部教授会で 配布された2文書への批判」	山田文明	告訴人による地位確認訴訟の確定した判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」も、法学教授の木村学部長・理事は、井形、池島の手続きは正当であったと理事会で報告し、承認されたという文書を配布している。 この文書の最後に、告訴人のウェブ公開したことによる被告訴人大学関係者、卒業生、ご父母らに告訴人の名誉を棄損する「本学元教員による名誉棄損、業務妨害について」が配布、公表されている。
証拠16	2005年7月1日 合同教授会： 特任人事における労使慣行の存在を 井阪理事長、重森学長が発言 （反訳書）	吉井康雄	地位確認訴訟の大阪地裁で「特任人事における労使慣行」が敗訴したため、証拠として提出することを遠慮していた、合同教授会での井阪理事長、重森学長の文章ではない肉声を証拠とし、労使慣行の存在を立証するためであった。その言葉には、「里上教授のケースは例外中の例外」、「労使慣行は従前と変わらず」があり、最高意思決定者の真意を理解すべきである。
証拠17	2017年6月13日 被告訴人大学による名誉権侵害等 損害賠償請求事件、大阪地裁判決	大阪地裁	被告訴人大学が訴えた告訴人による名誉棄損や業務遂行権侵害、ウェブページの削除などの請求は却下された。 告訴人にとってありがたい判決の部分（井阪の経営学部執行部（除く 濱木 渡辺執行部）にトス

証拠説明書

告訴人 吉井康雄

証拠18	2018年2月27日 被告訴人大学による名誉権侵害等 損害賠償控訴事件、大阪高裁判決	大阪高裁	被告訴人大学による名誉権侵害等、賠償請求訴訟の判決は、歴史的に正当な理由なく、不当に、及び執行的に、継続的なパワハラが確定したと、告訴人は、特任申請するための任用基準を充たしているとの判断がされていることである。
証拠19	2010年8月6日～8月9日のメール 井形が1部科目の2部重複開講を仕掛ける	松田佳久 井形浩治 吉井康雄	2010年8月6日、井形カリキュラム委員長が1部科目の2部開講を認めたという証拠である。しかし、学部長になると、教務課員に教学ルールに反する1部科目の2部重複開講を指示し、 文科省の規定に反するシラバスの偽造 を遂行している。これが事実であることは教務課員のメールで明らかになる。
証拠20	2013年1月18日 教授会（反訳書） 池島カリキュラム委員長に 1部科目の2部重複開講を追求する	吉井康雄	告訴人は、池島カリキュラム委員長に「個人ではカリキュラム制度を逸脱する一部科目の2部重複開講などできるはずがない。それをしたのはあなたがたでしょ」と追及している。
証拠21	2013年2月15日の教務職員のメール 井形が1部科目の2部重複開講を 指示したという内容のメール	河本達毅	このメールにより、1部科目の2部重複開講は、井形学部長の指示であったことが立証される。
証拠22	1部科目が2部にはないことを示す 2011年度のウェブ上のシラバス	吉井康雄	被告訴人が1部科目の2部重複開講を遂行している証拠として、ウェブ上のシラバスを確認、証拠としたものである。これにより、 文科省の規定に反するシラバスの偽造が立証される。
証拠23	文科省の科目変更届けに関する規定	文部 科学省	施行規則第21条第2項に基づく、科目変更届の規定に、井形による1部科目の2部重複開講が違反であり、シラバスの偽造を立証する証拠である。
証拠24	里上教授地位保全訴訟の資料 2005年4月19日 教育職員定年退職者 大学は実名で提出	大学	里上教授の陳述書（補充書）が特任実績を確認したところ、この被告訴人大学の証拠には多くの捏造があることが判明している。告訴人も、労使慣行の存在を主張する立場に追い込まれた際、確認しており、この証拠は虚偽データであると判断している。
証拠25	里上教授地位保全訴訟の資料 2005年5月31日 大学が誤りを訂正した実名の文書	大学	里上教授の指摘により、修正して提出してきた証拠である。
証拠26	里上教授地位保全訴訟の資料 2005年6月10日 里上教授が大学の虚偽を証明した 陳述書（補充書）	里上謙衛	里上教授が北崎元学長らの協力のもと、特任教員として採用された者、特任申請資格があるが、病気や果実豪などにより特任申請を辞退した者、申請資格がない教員等の情報を精査し、陳述書（補充書）とした文書である。
証拠27	2018年10月29日 地位確認を求めた再審訴訟の 「再審の理由」	吉井康雄	再審の要件に該当すると判断したことによる再審訴訟の理由書である。地位確認訴訟の「特任人事における労使慣行の存在」において、誤判決を却下していただくという意図があったためである。

証拠説明書

告訴人 吉井康雄

証拠28	証拠24の実名をマスキングし、所属学部に書き換えた教育職員定年退職者の証拠	大学	被告訴人大学が虚偽データと誤認識させる表示のもとで、 大阪地裁裁判官に誤認識させることに成功、誤判決させるという「訴訟詐欺」を仕掛けた証拠である。
証拠29	証拠25の実名をマスキングした証拠	大学	同上に関連する証拠。
証拠30	2014年9月30日 告訴人が地位確認を求めた訴訟 大阪地裁判決	大阪地裁	この判決では、「特任人事における労使慣行の存在」が否定されている。その根拠は、被告訴人大学の捏造した特任実績データとそれを表現した表などであり、裁判官はそれらを真正と認識した誤判決である。
証拠31	2015年4月23日 告訴人が地位確認を求めた控訴事件 大阪高裁判決	大阪高裁	大阪地裁の判決を却下していただくために提出した3つの証拠が判断から漏れるという「判断の遺脱」があると、告訴人が認識している判決である。
証拠32	2016年1月15日 井形・池島が経営学部教授会で 告訴人の問題を確認依頼した文書	井形浩治 池島真策	経営学部教授会で、告訴人の特任採用手続に、当時の井形学部長、池島カリキュラム委員長に過誤が無かったことを確認した文書で、その内容は虚偽と規程違反であり、倫理観欠如である。
証拠33	特任教員任用規程(旧規程)	大学	井阪理事長および重森学長が例外中の例外とした「学長選挙」に係る3名を却下した際に適用されていた規程。 この時期は、教授会で特任任用が決定されており、理事会は形式的に採用を承認していたという時期である。
証拠34	2019年3月27日 地位確認等請求再審事件 再審高裁判決	再審高裁	告訴人の再審理由は訴えるタイミングを失っているなど、民訴法に適合していないという判示である。 2020年1月18日時点、この判決は正しいと認識するに至ったが、長く誤認識しており、判決された方々にはご迷惑をかけたことをお詫びしたい。 誤解していたところは、民訴法342条2項の解釈であり、「判断の遺脱」による誤判決と告訴人が推認していた甲23、甲24、甲25を再審の理由と知った時期から再審の理由を提出した時期が民訴法342条2項の規定を大幅に過ぎていたため、 その内容を審議するまでもなく、再審の理由とならない、ということである。 告訴人が再審期間中であれば、地位確認訴訟における大阪地裁の誤判決および、「特任人事における労使慣行の存在」も立証できた、ということは、今現在も、その認識には変わりはない。
証拠35	2019年4月19日 地位確認再審訴訟： 特別抗告理由書	吉井康雄	証拠34で却下された再審理由とは異なる再審理由、特任教員任用規程(新規程)の変造および経営学部教授会規程の変造が民訴法第338条1項6号による再審理由があると判断し、新たな再審理由として、特別抗告理由書の26～27頁に記載している。
証拠36	2019年7月17日 地位確認再審訴訟： 最高裁、調書(決定)	最高裁	最高裁から却下の決定がくだされる。理由の記載はない。

証拠説明書

告訴人 吉井康雄

証拠37	2019年12月23日 告訴人による名誉棄損訴訟： 準備書面(7)	吉井康雄	20頁に、「原告の法律の知識の欠如により、刑法の知識、刑事訴訟の手続きが未知のため、私文書偽造という刑法に触れる行為をしていると原告が推認する、被告3名らの不法行為を、刑事訴訟のもとで客観化することができなかったことである(現時点では、時効ではないかと判断しているため)」と表記し、刑事訴訟に対する思いを述べている。
証拠38	証拠3、2012年11月16日 教授会の 音声データ ： 告訴人の特任人事は不受理と報告	吉井康雄	告訴人の特任人事は不受理と報告した教授会の雰囲気、井形および北村の発言を聞かれない。
証拠39	証拠5、2012年9月28日 教授会の 音声データ ： 告訴人に適用する、特任規程の変造	吉井康雄	特任規程を変造する井形と北村、これに質問する告訴人との会話を聞かれない。
証拠40	証拠10、2012年10月15日 井形が原告に特任申請を 辞退せよと迫る (音声データ)	吉井康雄	井形が、告訴人との「協議」と尋問で応答する内容、肉声を聞かれない。
証拠41	証拠12、2012年10月19日 草薙副学長との私的会話 (音声データ)	吉井康雄	草薙副学長が、井形および北村をどのように認識しているかを聞かれない。
証拠42	証拠13、2012年10月19日 山田学長補佐との私的会話 (音声データ)	吉井康雄	山田学長補佐の経営学部教授会の雰囲気を伝えるところを聞かれない。
証拠43	証拠16、2005年7月1日 合同教授会： 特任人事における労使慣行の存在を 井阪理事長、重森学長が発言 (音声データ)	吉井康雄	井阪理事長および重森学長の経営理念を聞くことができる肉声である。 文書は、粉飾され、真実が伝えられない。特に、被告訴人大学においては、ということを知っていただきたい証拠である。
証拠44	証拠20、2013年1月18日 教授会 (音声データ) 池島カリキュラム委員長に 1部科目の2部重複開講を追求する	吉井康雄	池島が、自らも関与していた事実に対し、如何に誠実がないかが理解される肉声である。